

電気自動車を軸とした地域課題解決に関する包括連携協定書

大分市（以下「甲」という。）、日産自動車株式会社（以下「乙」という。）並びに大分日産自動車株式会社及び日産プリンス大分販売株式会社（以下両社を併せて「丙」という。）は、甲が目指す「笑顔が輝き夢と魅力あふれる未来創造都市」の実現並びに乙及び丙が目指す持続可能な社会の実現に向けた「ゼロ・エミッション」、「ゼロ・フェイタリティ」の取組において相互に連携し、次のとおり協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、電気自動車の普及を促進することにより、温室効果ガスの削減、災害対策の強化及び交通弱者対策等の地域課題の解決に取り組むことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 環境対策に関すること。
- (2) 防災・災害対策に関すること。
- (3) 安全対策に関すること。
- (4) 交通弱者対策に関すること。
- (5) その他、地域の活性化及び行政サービス等に関すること。

2 甲、乙及び丙は、前項に掲げる連携事項を効果的に実施するため、具体的な取組の実施に関し、別途覚書を取り交わすものとする。

3 甲、乙及び丙は、連携した取組によって得られた成果を発信する。ただし、プレスリリースその他の対外発表を行う場合においては、あらかじめ相互に合意を得るものとする。

（法的義務等）

第3条 本協定は、甲、乙及び丙が前条第1項に掲げる連携事項を確認することを目的とし、同項に掲げる連携事項の全部又は一部の実施に関して、相互に何らの法的義務を負わせるものではない。

2 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ本協定の当事者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（協定期間及び更新）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1月前までに、甲、乙及び丙のいずれも本協定を終了又は変更する意思表示を行わないときは、本協定の期間を更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各自1通を保有する。

令和元年10月25日

甲 大分市荷揚町2番31号
大分市
大分市長

佐藤樹一郎



乙 横浜市西区高島一丁目1番1号
日産自動車株式会社
常務執行役員

伊藤由紀夫



丙 大分市大字古国府字上新田1143番地
大分日産自動車株式会社
代表取締役社長

橋本仁



大分市大字羽屋267番地
日産プリンス大分販売株式会社
代表取締役社長

岩島達郎

